

連組労市 市賃金時いい・にかしまします・44(医療)く。1月

市労組連は11月10日賃金確定・年末一時金団体交渉を行ない、市側は人事委員会勧告に基づき回答しました。(1)月例給にかかるマイナス0・44%の給与改定(医療職(1)表を除く)。実施時期は12月1日。(2)一時金12

月9日支給。期末手当1・375月。勤務手当は0・675月を原資とし、そのうち0・015月分を上位区分の割増支給原資とする。勤手当の支給月数は、評価区分標準Bの職員は0・66月分。成績上位区分Aの職員

は0・66プラス割増
分。成績下位区分C
は0・625月分。
Dは0・59月分。更
任用職員については
期末手当0・8月、
勤勉手当0・325
月合計1・125月
分。(3)給与の減額カ
ット率を現行3・2
%から2・4%に変

更採用後10年目までの若年層職員のカット率を緩和。12月実施。(4)評価点数の改正は平成24年12月期勤勉手当から実施。(3)勤務実績に基づく昇給制度のうち勤怠により減じる旨給数の取り扱いの改正については平成25年1月1日実施。市労組連は11月25日の交渉で、賃金カット、一時金削減額は3年間で約10

0億円も実施され
おり、中止を求め
ました。
勤勉手当基礎額お
う扶養手当月額及び
これに対する地域差
当月額を除外し、其
績上位区分者の割合
支給率原資とする切
案は経過措置として
来年6月期まで現行
どおり、2012年
12月から2013年
6月期までは扶養手
当月額の2分の1の
額及びこれに対する

地域手当の月額を外し、成績上位区との割増支給率原案とする再回答が示されました。

補中断は各界、各方面から英断と歓迎され、その後反独裁世論が急速に広がっていきました。選挙結果は、誠遺憾ながら、橋下長の誕生を許すという事態を迎えるになりました。独裁政ストップ・平松市再選のために死力を尽くしてきましたが、かわらず、こうし、事態は痛恨の極みと言わざるを得ません。

ません。大阪府職基本条例案、大阪教育基本条例案を案に追い込むたまにまさにこれかです。

橋下氏は、自ら当選と松井知事候の当選をもって「意だ」と、府知事代以上に悪政を強する可能性がありす。しかし、独裁治をくいとめる本のたたかいは、まことに今始まつたばかり

政刷新のとりくみ
歴史的な選挙戦を
たかい抜いた私た
の経験が、必ずや
来において、結果
ることを胸に刻み
市民要求を実現し
民主主義を守るた
かいを始めまし
う。そして、さら
この戦いの中では
れた共同をさらに
げるために、奮闘
る決意です。



業務軽減を直ちに行え 市教協渉 市教委 メンタルヘルス対策を充実

衛生取り組み強化を
要求。市教委は、幼
・小・中の学校安全
衛生委員会につい
て、学期に1回以上
の開催と活性化を周
知するとともに開催
状況・産業医の執務
状況調査を行ってい

市教委は「大阪市教職員心の健康づくり指針」の策定・学校園業務軽減検討プロジェクトの立ち上げを回答しました。大

た。12時間の割振りでは、行事、就寝指導ができない問題、22時から5時までの深夜労働に対する割増手当（百分の25）は教職員にも適用されることを追及しました。また、12時間

市教委は、12時間の割り振りの矛盾を認め、「勤務時間を超えた労働時間については、今後、時間外労働の縮減の問題と併せて検討」と回答しました。

大阪市教職員組合
協議会（市教協）は
11月17日労働条件交
渉を行いました。

ると回答しました。

の充実を図ると回答
しました。

45分勤務（含休憩時間1時間）後は時間外勤務命令を行うことができる、午前2時から勤務時間を割り振れば、終わりは15時30分にすることができる」と指摘します

府労組連 不當 給与カット中止せず

**独裁政治をくいとめる本当の
たたかいが今まさに始まつた**

大阪市をよくする会 事務局長

(一ヶ月以下) 育取得者の期末手当取り扱いについてと同様に実施の2は、私たちの取り組みと道理ある追及によって引き出した結果です。府労組は、教育・職員条例案撤回、「裁」ノーの府民の同を広げます。

今季闘争の主な到達点

- 年末一時金は条例にもとづき12月9日に支給2.05月
(再任用1.125月)
 - 「公民較差」相当分(0.08% 315円)の2011年4月
からのマイナス遡及は実施しない。
 - 「公民較差」解消のため、2012年1月より持ち家手
当の廃止、扶養手当の改定。
扶養手当…配偶者 1万5000円→1万3800円
子等 6000円→ 6500円
 - 臨時の任用教職員の任期中の産前産後休暇取得が可
能に
 - 短期(1ヶ月以下)の育休取得者の期末手当の改善
(支給割合を8割から10割に改善)